

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に関する事務処理の適正かつ円滑な運営を図るため、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 専用水道

(確認申請)

第2条 法第32条の規定により、専用水道の布設工事をしようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(別記様式第1号)に法第33条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 法第33条第5項の規定により、市長は、前項の申請書の内容を審査し、必要に応じ調査を行い、水道水源環境調査表(別記様式第2号)を作成し、施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書(別記様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

(給水の開始の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、専用水道の設置者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、給水開始届(別記様式第4号)に水質検査結果書の写し及び水道施設検査書(別記様式第5号)を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(確認申請書記載事項の変更の届出)

第4条 法第33条第3項の規定により、専用水道の設置者は、前条の給水開始届を提出する前に、第2条に規定する専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(別記様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(専用水道の使用の届出)

第5条 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の法第3条第6項の規定に該当しない水道が、給水人口の増加等により新たに法第3条第6項の規定の適用を受けることとなった場合には、当該水道の設置者は、その日から起算して1月以内に専用水道使用届(別記様式第7号)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(専用水道の変更の届出)

第6条 専用水道の設置者は、第2条第1項、第4条及び前条に規定する申請書等の記載事項の変更(第4条に規定する場合を除く。)並びに添付書類等の変更(水道施設の軽微な構造変更に限る。)を行う場合は、専用水道変更届(別記様式第8号)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届(別記様式第9号)に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(水道技術管理者の設置等の届出)

第8条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置又は変更したときは、水道技術管理者設置(変更)届(別記様式第10号)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(業務の委託)

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定により、専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、委託水道業務届(別記様式第11号)に必要書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。前条の規定による届出事項を変更し、又は廃止した場合も、同様とする。

第3章 簡易専用水道

(設置の届出)

第10条 法第3条第7項に規定する簡易専用水道を設置した者は、使用開始後1月以内に簡易専用水道設置届(別記様式第12号)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第11条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届(別記様式第13号)に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第12条 簡易専用水道の設置者は、給水を開始した後において当該簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(別記様式第14号)を市長に届け出なければならない。

第4章 監督

(改善の指示等)

第13条 市長は、法第36条及び第37条の規定により改善等を行うべき旨を指示等しようとするときは、緊急を要する場合を除き、専用水道又は簡易専用水道の設置者等に弁明の機会を与え、必要な期間を与えるものとする。

2 専用水道又は簡易専用水道の設置者等にあつては、法第36条及び第37条に規定する指示等を受けた事項については、改善計画書(別記様式第15号)により指定の日までに市長に報告しなければならない。

(立入検査及び報告の徴収)

第14条 市長は、当該職員に法第39条第2項及び第3項の規定により立入検査を実施させたときは、その検査結果を書面で設置者に通知するものとする。

2 設置者は、水質検査結果等の評価により指導を受けた事項について改善実施計画等を市長に書面で報告しなければならない。

第5章 雑則

(事故発生時の措置)

第15条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、水道の断減水、水質汚染事故、水道施設災害等が発生し、住民等の健康を害し又は害するおそれが生じた場合は、直ちに市長へ通報するとともに、応急処置等を適切に講じなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けたときは、必要に応じ当該職員にその原因を調査させるとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月30日市規則第15号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日市規則第48号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

(令3規則15・一部改正)

（あて先）高山市長

設置者
氏名及び住所

（法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地）

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事を実施したいので水道法第32条の規定により関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 施設の名称及び所在地

- 2 設置者の住所及び氏名

- 3 工事の種別
 - ・専用水道施設の新設工事
 - ・既設専用水道施設の増設又は改造の工事

付表

専用水道布設工事設計確認申請書添付書類

第1 水道法施行規則第53条による書類

- 1 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 2 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
(図面は1/10,000~1/25,000)
- 3 水道施設の位置を明らかにする地図
(地図は1/500~1/1,000として取水、導水、浄水、配水等各施設の配置を明示する。)
- 4 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
(地図は1/500~1/1,000)
- 5 主要な水道施設(管きょを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図(図面は1/100~1/500とするが、構造詳細図については1/10から1/100)
- 6 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面及び縦断面図
(平面図は1/500~1/1,000、縦断面図は縦1/200~1/400、横1/500~1/1,000とする。)

作成上の注意事項

図面は、次の要領により整備するものとする。

- ア 図面の目録をつけること。
- イ 国土交通省国土地理院の地形図を用いる場合のほかは、実測図面であること。
- ウ 各図面の右隅には、図面番号、事業名、表題、縮尺及び事業者名を記載すること。
- エ 図面中に記載する施設の名称は、水道法及び水道施設設計指針に用いられている用語を使用すること。
- オ 既設と拡張部分は、色分け又は線の太さ、種類を変える等により明確に区分すること。

第2 工事設計書

- 1 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - 1人1日最大給水量 0
 - 1日最大給水量 m³
 - 1人1日平均給水量 0
 - 1日平均給水量 m³
- 2 水源の種別及び取水地点
(番地まで記入すること。)
- 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - (1) 水量の概算
(例 揚水試験結果書、地質柱状図、流量調査表)
 - (2) 水質試験結果
(原水全項目試験結果書の写し)
- 4 水道施設の概要

5 水道施設の位置、規模及び構造（全施設について明記すること。）

施設名	位置	標高(水位)	規模	構造

6 浄水方法

7 工事の着手及び完了の予定年月日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

第3 その他

1 主要な水理計算書

（記載要領）

取水施設から配水幹線の末端に至る次の工種に関する水理計算（規模、容量、型式決定の根拠及び損失水等の計算）の課程及び結果を記載する。例えば、井戸の大きさ・深さ・配置、取水門（取水塔）の大きさ・位置、取水（集水）管きょの大きさ・延長・深さ、ダム（水道専用の場合）の高さ・有効容量・型式、凝集池・沈でん池・配水池・圧力水槽の容量・深さ・幅・長さ、ろ過池のろ過面積・ろ床の厚さ・洗浄方式、洗浄水槽の容量・高さ・ポンプ容量・管断面の算定等。なお、配水管の管径決定の際の配水区域ごとの人口及び水量を表わす表を添付するものとする。

2 主要な構造計算書

（記載要領）

主要構造物の主要部材の応力計算、断面の算定等を記載する。
ここでいう主要構造物とは、次をいう。
取水設備、ダム（水道専用の場合のみ）、沈でん池、ろ過池、配水池（配水塔、高架タンク及び浄水池を含む。）

水道水源環境調査表

調査箇所	高山市	番地
調査年月日	年 月 日 (曜日)	時 分
天 候	(当日)	(前日) (現在) 湯水期・降雨期
水	種 類	表流水、伏流水、湧水、堀井、打こみ井、さく昇水
	地 層	粘土、砂、砂れき、くろ土、赤土、泥土 (浸透性) 強、中、弱 (地下 mまで浸透)
	環 境	人家過密地帯、工場地帯、河岸、農村、郊外、山地 高地、低地、畑地、水田地、果樹園
	気 候	乾燥地、湿地、温暖地、寒冷地 (°C程度) 雨少、雨多、雪少、雪多 (m程度)
	汚 染 源	便所 m、河岸 m、汚水溜 m、沼 m ごみ溜 m、田 m、工場排水溝 m、池 m 肥料溜 m、畑 m、汚水溝 m
	汚染源攻撃	無し ・ が浸透のおそれあり
源	水の観察	(濁度) (色調) (浮遊分) (水温) °C (色) (臭気) (pH) (煮沸放置時) (降雨時)
	設置年月日	年 月 日 (所有者氏名)
水源が井戸の場合	水位昇降	湯水期水位 m 降雨期水位 m
	井 屋	(井屋) 有・無 (井蓋) 有・無 (井桁) 有・無
	井 壁	コンクリート 土管 鉄管 塩ビ管 石(煉積 空積) 素掘
	井戸の周囲	コンクリート 石たたみ 盛土
	排水状況	良・否 (逆水のおそれ) 有・無
	使用人員	人 ろ 過 清 浄 装 置 有・無 を使用
	給水(予定)人員	人 1日最大給水(予定)量 m ³
水源周辺図	井戸状況図	
総合判定	良・可・不可	調査者氏名

別記様式第3号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

高山市長

専用水道布設工事設計確認通知書

水道法第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認し、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の住所及び氏名

年 月 日

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

給 水 開 始 届

年 月 日付け 水上第 号で通知のあった専用水道事業について、次のとおり給水を開始したいので水道法第34条において準用する同法第13条第1項の規定により届出します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 着工年月日
- 3 完成年月日
- 4 給水開始年月日

添付書類

- 1 水質検査結果書写
- 2 水道施設検査書(別記様式第5号)
- 3 水道技術管理者選任届(別記様式第10号)

別記様式第5号(第3条関係)

水道施設検査書

検査員	(資格)	(職)	(氏名)
工事	専用水道事業 新設・増設・改造・工事		
工期	着工	年 月 日	竣工 年 月 日
検査期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
検査項目	検査結果		備考
	項目	結果	
能力検査	容量は十分か		
	機械器具の性能は十分か		
	ろ過砂は規定のメッシュか		
	揚水量は十分か		
耐力検査	資材は適格か		
	コンクリート強度は十分か		
	配筋はよいか		
	管の水圧試験は合格か		
漏水検査	コンクリート部位はよいか		
	送水管部位はよいか		
	48時間以上滞水時の水位低下はあるか		
汚染検査	クロスコネクションはないか		
	塩素の消費状況はよいか		
その他検査			
総合結果			

別記様式第6号(第4条関係)

(令3規則15・一部改正)

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日提出の専用水道布設工事設計確認申請書について、次のとおり記載事項を変更したので水道法第33条第3項の規定により届出します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更事項
変更前

変更後
- 3 変更理由
- 4 変更年月日

年 月 日

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

専用水道使用届

水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することになりましたので、関係書類を添えて届出します。

記

施設の名称及び所在地

添付書類

- 1 専用水道布設工事設計確認申請書添付書類に準ずる書類

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

専用水道変更届

次のとおり専用水道を変更したいので、届出します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 変更事項
変更前

変更後

3 変更理由

4 変更年月日

添付書類

1 水道施設の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

年 月 日

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

専用水道廃止届

次のとおり専用水道を廃止したいので、届出します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止理由
- 3 廃止年月日

添付書類

- 1 専用水道布設工事設計確認通知書

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

水道技術管理者設置(変更)届

水道法第34条で準用する同法第19条第1項の規定により専用水道の水道技術管理者を
設置(変更)したので届出します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 水道技術管理者氏名
新

旧
- 3 設置(変更)年月日

添付書類

水道法施行令第6条で定める資格を有することを証明する書面

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

委託水道業務届

水道法第34条において準用する同法第24条の3第2項の規定により専用水道の管理に関する技術上の業務を委託・変更・解除したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
*1水道管理 業務受託者 (受託水道業務技術管理者)	氏名及び住所(法人又は組合の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
委託業務範囲		
委託期間		
*2 委託業務変更事項		
変更内容	旧	
	新	
*3契約解除年月日 及び理由		

注意 *1は委託、*2は変更、及び*3は解除した場合に、該当する欄のみ記入すること。

添付書類

- 1 水道法施行令第7条第3号に定める委託契約書の写し
- 2 水道法施行令第9条で定める受託水道業務技術管理者の資格を有することを証明する書面

（あて先）高山市長

設置者
氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地）

簡易専用水道設置届

次のとおり簡易専用水道を設置したので、届出します。

1 建物の概要

施 設	名 称			
	所在地			
管 理 者	氏 名			
	住 所	〒		
用 途	共同住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場 病院・旅館・興行場・その他（ ）			
構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・木造・その他（ ） 地上 階、地下 階			
竣工年月	年 月	給水開始年月	年 月	
利用者数	居住 名（世帯）、出入人数 名、計 名（日平均）			
使用水量	月平均	m ³	水道直結栓	ヶ所
供給を受ける水道名		建築物衛生法適用	有 ・ 無	
備 考				

2 水道施設の概要

		受 水 槽	高 置 水 槽
設 置 場 所		屋内・屋外・屋上 地上式・地下式・半地下式	屋内・屋外・屋上
材 質	本 体	ステンレス鋼板・FRP その他 ()	ステンレス鋼板・FRP その他 ()
	内 面	ステンレス・合成樹脂 その他 ()	ステンレス・合成樹脂 その他 ()
有 効 容 量		合計 m^3 縦 横 有効水深 $m^3 (\times \times)$ $m^3 (\times \times)$	合計 m^3 m^3 m^3 m^3
主な配管材質		ライニング鋼管・鋼管・塩ビ管・その他 ()	
給 水 方 式*			
塩 素 滅 菌 機	有 ・ 無	防錆剤の使用	有 (品名) ・ 無
消 防 用 水	別 ・ 兼用	汚 水 槽	同一建物に有・同一建物に無

* (例) 受水槽→ポンプ→高置水槽→カラン

3 管理計画

(1) 水槽の清掃

(2) 水質検査

(3) 国土交通省令・環境省令で定める法定検査

添付書類

設置場所及び構造設備等を明らかにする図面

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

簡易専用水道変更届

年 月 日付で設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり変更したので届出します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 変更事項
変更前

変更後

3 変更理由

4 変更年月日

添付書類

構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

年 月 日

(あて先) 高山市長

設置者
氏名及び住所

(法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地)

簡易専用水道廃止届

年 月 日付で設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり廃止したので届出します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止理由
- 3 廃止年月日

年 月 日

（あて先）高山市長

設置者
氏名及び住所

（法人又は組合の場合は、名称及び代表者
の氏名並びに主たる事務所の所在地）

改善計画書（改善完了報告書）

年 月 日、水道法に関する不備の指摘を受けましたが、下記のとおり改善
します（改善しました）ので、報告します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 改善指示事項
- 3 改善計画（改善実施）内容
- 4 改善予定（改善完了）日

（添付書類）改善内容を示す図面、写真等